

奈良県域G I G Aスクール構想推進協議会 会則

(設置)

第1条 奈良県教育委員会及び奈良県内市町村教育委員会等が連携・共同して、G I G Aスクール構想の実現を目指し、情報通信基盤及び端末等の整備に関する行政運営の簡素化及び効率化に資するため、奈良県域G I G Aスクール構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員がG I G Aスクール構想を実現するために、共同で取り組む情報通信基盤及び端末等の整備並びに運営等に関する事業
- (2) 前号に係る調査研究に関する事業
- (3) 県域での教育の情報化推進に資する研修及び情報提供に関する事業
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を奈良県磯城郡田原本町秦庄 22-1（奈良県立教育研究所内）に置く。

(会員)

第4条 協議会の会員は、普通会员と特別会員とする。

- (1) 普通会员は、奈良県教育委員会及び奈良県内の市町村教育委員会とする。
- (2) 特別会員は、協議会の趣旨に賛同し、役員会において特に参加を認められた団体とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 5名以内
- (4) 監 事 2名

2 会長は、奈良県教育長をもって充てる。

3 副会長は、奈良県立教育研究所長、奈良県都市教育長協議会会長及び奈良県町村教育長会会長をもって充てる。

4 理事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 奈良県教育委員会が推薦する外部有識者等3名以内
 - (2) 奈良県都市教育長協議会会長及び奈良県町村教育長会会長が推薦する市町村教育長2名以内
- 5 監事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 奈良県都市教育長協議会会長が推薦する者
 - (2) 奈良県町村教育長会会長が推薦する者

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 監事は、会計事務が必要となった場合の監査を行い、決算を審査する。

(役員会)

第7条 協議会に最高議決機関として役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。
- 3 役員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画及び収支に関する予算
 - (2) 事業報告及び収支に関する決算
 - (3) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 4 役員会は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 5 役員会は、会長が必要と認めたとき又は監事から請求があったときに開催する。
- 6 役員会は、役員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 7 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 8 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、代理の者を出席させ、表決を委任することができる。
- 9 前項における第6項及び第7項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。

(幹事会)

第8条 役員会に付すべき事項等について協議し又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって組織する。
- 3 幹事は、奈良県立教育研究所教育情報化推進部長、会長が推薦する県内教育委員会の情報化推進担当課長又はその自治体の相当職の者をもって充

てる。

4 その他、幹事会の運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

(調整部会)

第9条 協議会を円滑に運営するため、協議会に調整部会を置く。

2 調整部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 奈良県立教育研究所の教育情報化推進担当者

(2) 奈良県立教育研究所が推薦した市町村教育委員会の情報化推進担当者

(3) 次条第1項の規定により設置された事業部会の部会長

3 その他、調整部会の運営等に必要な事項については、会長が別に定める。

(事業部会)

第10条 協議会に、第2条第1号及び第2号に掲げる事業を行うため、その事業テーマごとに事業部会(ワーキンググループ)を置くことができる。

2 事業部会は、第8条の幹事会で選任された者で構成する。

3 その他、事業部会の運営等に必要な事項については、会長が別に定める。

(事業計画)

第11条 会長は、毎年の事業計画を調製し、役員会の承認を得なければならない。

(事業報告)

第12条 会長は、毎年の事業終了後、速やかに事業報告を調製し、役員会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算の編成、現金の出納、その他財務が必要となった場合に関し必要な事項については、会長が別に定める。

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設置初年度は、協議会の設置日から翌年3月31日までとする。

(事業成果等の取扱い)

第15条 具体的な各種の事業成果並びに事業執行過程において派生的に生じた成果については、協議会が保有する。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、奈良県立教育研究所に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、教育情報化推進部主幹又は相当職をもって充てる。

3 事務局の運営等に必要な事項については、会長が別に定める。

(会則の変更)

第17条 この会則は、役員会において役員^の3分の2以上の同意を得なければ変更できない。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和2年6月1日から施行する。